

○総務省訓令第50号

総務省本省の情報通信分野における許認可等に係る標準処理期間を次のように定める。

平成29年11月8日

総務大臣 野田 聖子

総務省本省の情報通信分野における許認可等に係る標準処理期間

許認可等の種類	法令名	根拠条項	標準処理期間	
				事案により異なるもの
無線局の免許及び再免許	電波法	第4条第1項	-	
免許				○
再免許			3～6か月	
呼出符号又は呼出名称の指定		第4条の2	1か月	
無線局の予備免許		第8条第1項	-	
地上基幹放送局（総務省行政文書取扱規則（平成23年総務省訓令第17号）に基づき本省処理としたものに限る。）				○
地上基幹放送試験局			2～6か月	
地球局（総務省行政文書取扱規則に基づき本省処理としたものであって、分配された周波数の使用及び混信に関する国際電気通信連合及び外国の主管庁等との連絡（以下「国際調整手続」という。）を必要とするものに限る。）			7か月	
地球局（総務省行政文書取扱規則に基づき本省処理としたものあって、国際調整手続を必要とするものを除く。）			3.5か月	
海岸地球局（国際調整手続を必要とするものに限る。）			7か月	
海岸地球局（国際調整手続を必要とするものを除く。）			3.5か月	
航空地球局（国際調整手続を必要とするものに限る。）			7か月	
航空地球局（国際調整手続を必要とするものを除く。）			3.5か月	

携帯基地地球局（国際調整手続を必要とするものに限る。）			7か月	
携帯基地地球局（国際調整手続を必要とするものを除く。）			3.5か月	
人工衛星局			6か月	
衛星基幹放送局			6か月	
衛星基幹放送試験局			6か月	
実験試験局（総務省行政文書取扱規則に基づき本省処理としたものに限る。）			2～6か月	
実用化試験局			2～6か月	
予備免許中の工事落成の期限の延長	第8条第2項		2か月	
予備免許中の工事設計の変更の許可	第9条第1項		3か月	
予備免許中の無線局の目的等の変更の許可	第9条第4項		1～4か月	
簡易な手続による無線局の免許	第15条		1か月	
無線設備の変更等の許可	第17条第1項		-	
無線局の目的、通信の相手方、通信事項、放送事項、放送区域、設置場所、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可			1～4か月	
無線設備の変更の工事の許可			3か月	
指定事項の変更	第19条		-	
識別信号、運用許容時間			2か月	
電波の型式、周波数、空中線電力			2～6か月	
免許人の地位の承継の許可	第20条第2項から第5項まで		1か月	
予備免許を受けた者の地位の承継の許可	第20条第10項		1か月	
無線設備の機器の検定	第37条			○
登録証明機関の登録	第38条の2の2第1項		1.75か月	
登録証明機関の登録の更新	第38条の4第1項		1.75か月	
修理業者の登録	第38条の39第1項		1.75か月	
登録修理業者の変更登録	第38条の42第1項		1.75か月	
指定講習機関の指定	第39条の2第1項		1.75か月	

指定試験機関の指定		第46条第1項	1.75か月	
電波天文業務用受信設備等の指定		第56条第1項		○
登録周波数終了対策機関の登録		第71条の3の2 第1項	1.75か月	
登録周波数終了対策機関の登録の更新		第71条の3の2 第7項	1.75か月	
登録周波数終了対策機関の業務規程の認可		第71条の3の2 第11項	2か月	
登録周波数終了対策機関の業務規程の変更の認可		第71条の3の2 第11項	1か月	
特定周波数終了対策業務の一部委託の認可		第71条の3の2 第11項	1か月	
電波有効利用促進センターの指定		第102条の17 第1項	1.75か月	
電波有効利用促進センターの業務規程の認可		第102条の17 第5項	2か月	
電波有効利用促進センターの業務規程の変更の認可		第102条の17 第5項	1か月	
指定較正機関の指定		第102条の18 第1項	1.75か月	
船舶局の局名録及び海上移動業務識別の割当表並びに海岸局及び特別業務の局の局名録で無線通信規則付録第16号に掲げる当該書類に代えることができる書類の認定	電波法施行規則	第38条第5項	1.5か月	
受信設備等の指定申請書等の記載事項の変更の承認		第50条の7第1項		○
基幹放送業務の認定	放送法	第93条第1項		○
基幹放送の業務の認定の更新		第96条第1項	1～6か月	
放送事項又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要の変更の許可		第97条第1項	1～2か月	
基幹放送の業務に係る指定事項の変更		第97条第3項	1か月	
認定基幹放送事業者の地位の承継の認可		第98条第2項	1か月	
経営基盤強化計画の認定		第116条の3第1項		○
経営基盤強化計画の変更の認定		第116条の4第1項		○
一般放送の業務の登録		第126条第1項	1～1.5か月	

一般放送の種類等の変更登録		第130条第1項	1～1.5か月	
認定放送持株会社の認定		第159条第1項		○
認定放送持株会社の地位の承継の認可		第165条第1項	1か月	
放送番組センターの指定		第167条第1項		○
基幹放送設備等整備計画の確認	放送法施行規則	第86条の2第1項	1か月	
基幹放送設備等整備計画の変更の確認		第86条の2第3項	1か月	
基幹放送局設備整備計画の確認		第101条の2第1項	1か月	
基幹放送局設備整備計画の変更の確認		第101条の2第3項	1か月	
本邦外にわたる有線電気通信設備の設置許可	有線電気通信法	第4条		○
電気通信事業の登録	電気通信事業法	第9条	—	
慎重な審査を要する場合			1～2か月	
上記以外の場合			0.5か月	
電気通信事業の登録の更新		第12条の2第1項	1～2か月	
電気通信事業の変更登録		第13条第1項	—	
慎重な審査を要する場合			1～2か月	
上記以外の場合			0.5か月	
基準料金指数を超える料金の認定・変更の認可		第21条第2項	1～2か月	
第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可・変更の認可		第33条第2項	3か月	
認可接続約款等によらない第一種指定電気通信設備との接続に関する協定の締結・変更の認可		第33条第10項	2～3か月	
外国政府等との協定等の締結、変更等の認可		第40条	1か月	
専門的知識及び能力を有する者の認定（電気通信主任技術者関係）		第46条第3項第3号		○
端末設備に係る技術的条件の認可		第52条第1項	2か月	
修理業者の登録		第68条の3第1項	1.75か月	
登録修理業者の変更登録		第68条の6第1項	1.75か月	

自営電気通信設備の接続に係る技術的 条件の認可		第70条第1項 第1号	2か月	
電気通信回線設備の保持が経営上困難 になることの認定		第70条第1項 第2号	1か月	
知識及び技能を有する者の認定（工事 担任者関係）		第72条第2項		○
指定試験機関の指定		第74条第1項	1.75か月	
登録講習機関の登録		第85条の2第1 項	1.75か月	
登録講習機関の登録の更新		第85条の4第1 項	1.75か月	
登録認定機関の登録		第86条第1項	1.75か月	
登録認定機関の登録の更新		第88条第1項	1.75か月	
適格電気通信事業者の指定		第108条第1項	2～3か月	
電気通信事業の認定		第117条第1項	1か月	
認定電気通信事業の開始期間の延長		第120条第3項	1か月	
認定電気通信事業の変更の認定		第122条第1項	1か月	
変更に係る電気通信事業の開始期間の 延長		第122条第4項	1か月	
相続に係る認定電気通信事業の承継の 認可		第123条第2項	1か月	
法人の合併及び分割に係る認定電気通 信事業の承継の認可		第123条第3項	1か月	
事業の譲受けに係る認定電気通信事業 の承継の認可		第123条第4項	1か月	
土地等の使用权の設定に関する協議の 認可		第128条第1項		○
土地等の使用についての裁定		第132条第1項		○
土地等の一時使用の許可		第133条第2項		○
植物の伐採の許可		第136条第1項		○
公用水面の使用の変更を要しない旨の 認可		第140条第4項		○
水底線路の保護区域の指定		第141条第1項		○
確認措置の認定	電気通信事業法 施行規則	第22条の2の7 第1項第5号	1.5か月	
電気通信事業会計規則によらないこと の許可	電気通信事業会 計規則	第2条		○
電気通信設備の特例措置の承認	事業用電気通信 設備規則	第57条	2か月	

電気通信事業報告規則によらないことの承認	電気通信事業報告規則	附則第2項		○
電気通信番号の指定	電気通信番号規則	第16条	2か月	
第一種指定電気通信設備接続会計規則によらないことの許可	第一種指定電気通信設備接続会計規則	第3条第1項		○
第一種指定電気通信設備接続料規則によらないことの許可	第一種指定電気通信設備接続料規則	第3条		○
第二種指定電気通信設備接続会計規則によらないことの許可	第二種指定電気通信設備接続会計規則	第3条第1項		○
第二種指定電気通信設備接続料規則によらないことの承認	第二種指定電気通信設備接続料規則	第3条		○
基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則によらないことの許可	基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則	第3条		○
実施計画の認定	特定通信・放送開発業実施円滑化法	第4条第1項	1. 25か月	
実施計画の変更の認定		第5条第1項	1か月	
認定事業分野別経営力向上推進機関の認定	中小企業等経営強化法	第26条第1項	45日	
認定事業分野別経営力向上推進機関の変更の認定		第26条第4項	45日	
農商工等連携事業計画の認定	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律	第4条第1項	2か月	
農商工等連携事業計画の変更の認定		第5条第1項	2か月	
国外適合性評価事業の認定	特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律	第3条第1項	5か月	
国外適合性評価事業の認定の更新		第6条第1項	5か月	
国外適合性評価事業の変更の認定		第7条第1項	5か月	
指定調査機関の指定		第14条第1項	3か月	
登録送信適正化機関の登録	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律	第14条第1項	1. 75か月	
登録送信適正化機関の登録の更新		第17条第1項	1. 75か月	

フィルタリング推進機関の登録	青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	第24条第1項	1.75か月	
----------------	--------------------------------------	---------	--------	--

附 則

- 1 この訓令は、平成29年11月8日から施行する。
- 2 情報通信分野における許認可等に係る標準処理期間の設定について（平成20年総務省訓令第64号）は廃止する。